平成２７年（フ）第１６１４号
大阪府寝屋川市秦町38番21号
破産者　稲林　尚史
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８４号
神戸市須磨区白川台５丁目７番地の３　ロイヤルハイツ白川台319号
破産者　河内　照生
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２２号
神戸市須磨区友が丘５丁目５番地の135、住民票上の住所神戸市須磨区白川台５丁目７番地の３　ロイヤルハイツ白川台319号
破産者　河内　直美
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１１号
兵庫県伊丹市南野北３丁目11番20―322号、前住所兵庫県伊丹市荻野６丁目33番地
破産者　いのせ商店こと　豕瀬　年蔵
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
兵庫県川辺郡猪名川町荘苑２丁目６番地10、前住所東京都大田区大森南１丁目４番２号サンライズマンション102
破産者　志方　裕樹
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
兵庫県姫路市西延末403番地
破産者　新家商店こと　新家　茸子
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１５１号
愛媛県松山市安城寺町1118番地２　ベルメゾン安城寺603号
破産者　濵田美也子
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５４号
愛媛県松山市梅田町４番62号
破産者　梶原　栄山
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６号
大分県杵築市大田石丸1392番地　グループホームおおたの郷、住民票上の住所大分県杵築市山香町大字立石2368番地
破産者　山本　國廣
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
北海道苫小牧市字高丘６番地の12　グランドール高丘103
破産者　篠原　克之
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３５０号
函館市杉並町23番10号、開始決定時の住所函館市杉並町９番３号
破産者　鈴木　　正
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３５４号
函館市大澗町245番地
破産者　吉村　由利
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１８号
秋田県由利本荘市岩谷町字松山24番地３
破産者　畠山　金明
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第２８８号
神奈川県鎌倉市岩瀬１丁目８番７号　ロコ鎌倉203号室
破産者　加藤　昌宏
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０３号
兵庫県尼崎市大庄北２丁目１番１―505号
破産者　本塚　　要
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目31番15号エクセレント南武庫之荘104号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市塚口町６丁目37番地の19
破産者　北村　能伸
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１２号
広島県福山市駅家町大字弥生ケ丘10番地388
破産者　鈴木　保昭
1　決定年月日　平成27年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係